

作成担当所属名	用地部用地企画課システム係
作成時期	令和元年度
保存期間	10年
保存期間満了時期	令和11年度末

国関整用企第61号

令和元年9月13日

関係各事務所長 様

用 地 部 長
(公 印 省 略)

補償コンサルタント業務の環境の改善について（依頼）

標記に関しては、平成30年6月に「働き方改革関連法」が成立し、平成31年4月から施行されましたが、補償コンサルタント業は、土木関係建設コンサルタント業等と同様に、労働時間に関する基準の適用上「サービス業」に位置づけられ、残業時間の罰則付き上限規制が適用されることから、働き方改革への取組が急務となっています。

また、補償コンサルタント業務の環境改善は、業務の品質向上による適正な補償と円満な用地取得の実現の観点からも必要であるとともに、ひいては、発注者側としても働き方改革につながるものであります。

このため、今般、補償コンサルタント業務の環境を改善し、業務のより一層の円滑な実施と品質向上を図ることを目的として、関東地方整備局用地部と（一社）日本補償コンサルタント協会関東支部との間で、「令和元年度以降において補償コンサルタント業務の環境改善に向けて重点的に取り組む方策」（別紙）について合意しました。今後は、これを基に、補償コンサルタント業務の環境改善に努めていただくようお願いいたします。

令和元年度以降において補償コンサルタント 業務の環境改善に向けて重点的に取り組む方策

国土交通省関東地方整備局用地部と一般社団法人日本補償コンサルタント協会関東支部は、補償コンサルタント業務（以下「業務」という。）の環境を改善し、もって、業務のより一層の円滑な実施と品質向上を図ることを目的とし、相互の協力の下、以下のとおり重点的に取り組むこととする。

1. 対象業務

令和元年度以降に実施する業務

2. 取組内容

(1) 一般社団法人日本補償コンサルタント協会関東支部からのワークライフバランス確保のための業務改善の要望を踏まえ、今後実施する業務に関し、以下のとおり重点的に取り組むものとする。

- ①月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーペリウド）。
- ②水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）。
- ③土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）。
- ④昼休みや午後5時以降の打合せをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）。
- ⑤定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）。
- ⑥金曜日は定時の帰宅に心掛ける。

上記の①、②及び③の業務環境改善について重点的に取り組むこととする。また、その他の項目についても業務特性を踏まえて、積極的に取り組み、業務環境改善を行うものとする。

(2) 上記（1）以外で、受発注者間において確認の上決定した業務環境改善に関わる取組みについては、これを実施すること。

(3) 用地調査等業務や用地交渉を行う業務等において、用地取得等に伴う各権利者の都合や要望を理由に、やむを得ず夜間や休日等に受注者に業務指示を行う場合など、（1）及び（2）により難しい場合には、主任監督員又は監督員から主任担当者に対して、その理由を説明の上、作業内容を明確に指示する。

3. 進め方

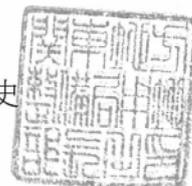
業務打合せ時に、上記2. の取組内容を受発注者間で確認・調整のうえ協議書又は打合せ記録簿に記載する。

4. その他

災害時のやむを得ない緊急事態対応については、上記2. の取組の対象外とする。

令和元年9月13日

国土交通省関東地方整備局 用地部長 高橋 正史



一般社団法人日本補償コンサルタント協会関東支部長 横打 研

